

旭川市手話施策推進会議内容報告書

[令和元年度 第3回 旭川市手話施策推進会議]

開催日時 令和2年2月4日(火)
午後6時30分～午後8時50分
開催場所 旭川市7条通10丁目
旭川市第二庁舎3階
問診指導室

会議の名称	令和元年度 第3回 旭川市手話施策推進会議	
出席者 委員(10名) 事務局(3名)	栗田克実会長, 山根昭治委員, 中川雅敏委員, 橋本由美委員, 蒔田明嗣委員, 日向峰子委員, 門脇恵里子委員, 今野聡美委員, 多羽田芳枝委員, 岸本奈々委員 阿部障害福祉課長, 熊谷障害福祉課主幹, 障害事業係村上	
傍聴者数等	1名(会議は全体を通して公開)	
議事の内容 議事1 議事2 議事3	手話普及のための取組の実施状況等について 令和2年度の取組予定について 今後の予定について	
審議内容及び 主な意見等 (開会) 議事1「手話普及のた めの取組の実施状況 等について」	会長 事務局 会長 委員A 事務局 委員A 委員B 事務局	旭川市手話施策推進会議の第3回目を開催します。議事1につきまして事務局より説明します。 [資料に基づき説明] 議事1につきまして, 事務局から説明がありました。委員の皆様の御意見・御質問をお願いします。 聴覚障がいのある子への医療・教育・福祉に関する意見交換会の参加者への案内が, 協力員である私や手話サークルには届きませんでした。どうなっていますか。 協力員であり本会議の委員を務める方には, 前回の会議時に案内したため, 協力員としての案内は郵送しませんでした。各手話サークルには, 三親会に周知を依頼しました。 わかりました。 手話出前講座の受講者アンケートでは, ろう者の特徴について知りたいという声が多いと感じました。講座内でろう者が自身の特徴を話すことに加え, 手話通訳者のようにろう者に関わる人から情報提供を行えばそのニーズを満たせると思います。このアンケート結果を元に何か工夫していることはありますか。 現時点ではアンケート結果を元にした工夫は行っていません。他の出前講座も参考にしながら, 障がい当事者の方の生活や困りごとを話す内容にできないか。今

議事2「令和2年度の 取組予定について」		後講師の方と話し合っていきます。また、受講団体の意向を反映させやすいように、申込書に受講モデルを例示する等の工夫も必要だと考えています。
	委員B	受講団体が申込書を記入する際に、「ろうあ者の生活を知りたい」や「手話を学びたい」と選択できるようになれば良いと思います。
	委員C	聴覚障がいのある子への医療・教育・福祉に関する意見交換会は、手話言語条例制定の目的である、「手話が言語であり、どれだけ大切なものか」を考える場にならなかったと思います。主催者が「手話言語条例を広める場にする」と「情報コミュニケーションを考える場にする」ことを混同していた気がします。手話言語条例の趣旨から考えると、意見交換会のあり方は考えるべきだったと思いました。
	事務局	アンケート結果にもあるとおり、参加者からは様々な意見をいただきました。今後意見交換会を行う際にも、今回の結果を参考とし、皆様から意見を伺いながら、条例の趣旨に沿った内容としていきます。
	委員D	今回の意見交換会は、人工内耳を装用した子への療育という内容が色濃く表れ、「手話で子育てができる」という情報を保護者に伝える場となったか疑問に思います。手話言語条例では市が保護者への情報提供に取り組むよう定められていますが、旭川市として、今回の意見交換会を通して、今後どのように保護者への情報提供を行うのか、その方針をお聞きしたいです。
	事務局	保護者に対しての情報提供としては、昨年度作成したリーフレットにより、手話で育てることや、人工内耳を装用して育てることといった、早い時期に様々な選択肢があるということを伝えました。今回の意見交換会で、人工内耳を装用し、保護者も手話を覚えながら子どもと接しているというお話を聞けたことは、とても良い情報提供ができたと思っています。 今後の情報提供については、手話に特化した事業を行うのかや、それとも様々な方法があることを伝える事業を行うのかといった、視点をどこに持つかについて、委員の皆様と今後お話ししながら進めていかなければならないと思います
	委員E	今回は第1回目の意見交換会ということで、内容としては良かったと思います。今後も、医療関係者が聴覚障がい者や手話言語に対しての正しい認識を持ってもらうための取組を進めていく必要があると思います。
	会長	ありがとうございました。他に御意見がないようですので、続きまして議事2につきまして事務局より説明します。
	事務局	[資料に基づき説明]
	会長	議事2につきまして事務局より説明がありました。まずは、市民への手話普及の推進について、委員の皆様の御意見・御質問をお願いします。
委員F	こども手話講座で手話に興味を持った子どもが手話を学ぶための次のステップとして、手話サークル以外でも、例えば放課後や休日に手話を学ぶ場所を作ることはいできないでしょうか。	
事務局	こども手話講座の他に、小学校や放課後児童クラブにおける手話出前講座を実施していますが、お子さんが定期的に手話を学べる機会は市の事業では設けていま	

	<p>せん。お子さんが手話を継続して学んでいける場については市としても考えていかなければなりません、すでにそのような場を御存知であれば、皆様からも教えていただきたいです。</p>
委員F	<p>今のお子さんは動画共有サービスで手話を勉強することはできますが、ろうあ者とのコミュニケーションは、実際に話してみないとわかりません。そのような場があれば、手話に興味を持って、興味だけで終わらないと思います。</p>
委員G	<p>手話出前講座の受講を呼びかける対象はどのようにお考えですか。</p>
事務局	<p>これまで受講いただいている、小学校、中学校、放課後児童クラブ、障害福祉サービス事業所、地域住民団体には今後も受講を呼びかけますし、次年度からは高齢者支援の関係団体にも受講を呼びかけようと思います。</p>
委員G	<p>高齢者関係団体への呼びかけも良いですが、若い方に手話に興味をもってもらよう、高校や大学にも呼びかけてはかがですか。</p>
会長	<p>小学校や中学校への呼びかけは、1月や2月に行うと効果的だと聞いたことがあります。</p>
委員E	<p>当事者団体として消防関係者と面会する際には、手話出前講座の受講を説明しようと思っています。</p>
委員H	<p>こども手話講座に講師として参加していますが、参加者から、「手話を学べる場所を教えてほしい」と聞かれることがあります。大阪市では未就学児とその親が通える手話教室が財団の助成により開かれています。</p>
委員C	<p>受講団体が1度きりで終わらず、2度・3度と受講するようなカリキュラムを作ることも大事だと思います。</p>
会長	<p>次に、ろう者への理解促進の取組の推進について、前回の会議でいただいた意見をもとに、聞こえない方、聞こえにくい方が災害、急病等の緊急時も安心して暮らせるための取組のあり方を検討するよう事務局から説明がありました。どのような形で取組を進めれば良いか、委員の皆様から御意見をお願いします。</p>
委員E	<p>災害時の安否情報の把握にあたり、旭川ろうあ協会では会員以外の情報は把握していませんが、行政では聴覚障がい者の情報を把握していますか。</p>
事務局	<p>本市では、高齢者や障がい者といった、有事の際に配慮が必要な方を対象に、「要配慮者名簿」を作成しています。市としては、地域で要配慮者を支えていただくためにその情報を共有したいのですが、情報を出す側と受ける側双方の同意がなければ共有できないため、地域では名簿があまり活用されていない状況です。地域での名簿の活用状況は、担当部署ではないため把握していませんが、制度の詳細については、再度説明します。</p>
委員E	<p>わかりました。判明次第説明をお願いします。</p>
委員C	<p>この事業はコミュニケーション面での的確な支援が受けられることを目的としていますが、手話言語条例に則った施策からずれていると思います。</p>

事務局	<p>条例の第14条では、災害時におけるろう者への情報取得や意思疎通支援について必要な措置を考えることとされております。また、条例の第16条では、中途難失聴者や盲ろう者を含めた施策であることとされていますので、この事業を手話に特化するのか、そうではなく手話以外の情報が必要なろう者にも併せて提供した方が事業として有効かを皆様に話し合ってくださいよう検討材料としてお示ししました。</p> <p>これを元に皆様に自由に話していただき、会議ごとに方向性が変わることがないよう一定の方向性を示していただければ事務局で今後も検討していきます。</p>
委員C	手話言語条例と情報コミュニケーション事業の関係はどう考えていますか。北海道では、意思疎通と手話言語が二つの条例に分かれています。
事務局	旭川市の条例の中には手話に関するものと、意思疎通支援に関するものが両方含まれており、今回お示したのは、災害時における意思疎通の支援をはじめとした事業を、手話に特化するのか、手話以外の情報が必要なろう者にも併せて提供した方が事業として有効かを話し合ってくださいものです。
委員E	条例の第16条は、ろう者だけではなく盲ろう者等の意思疎通に関して意見があったので制定されたと思います。手話の範囲だけではなく、より幅広く考えていけば良いと思います。
委員C	<p>条例の第16条は、盲ろう者や中途難失聴者が手話を勉強したい時に提供するという趣旨だと思います。</p> <p>北海道では、情報コミュニケーションと手話言語を二つの条例に分けています。一方旭川市では、情報コミュニケーション事業に関する条例はありませんが、手話言語条例は制定しました。それなので、手話言語条例は情報コミュニケーションと合わせて考えるのではなく、条例の趣旨に沿った事業を行えば良いと思います。例えば、フェイスブックやこども手話講座による普及啓発は条例の趣旨に沿っているため、聴覚障がい者の保護者等への支援や災害についても、同じように条例の趣旨からずれないよう進めていただきたいと思います。</p>
委員E	<p>今の御意見は、手話は言語であるということを確認しながら事業を進めるということをおっしゃってるとは思いますが、市の説明も同じだと思います。私は、12月の意見交換会も、手話は言語であることを踏まえて進めてきたと理解していました。</p> <p>今回の災害に関する取組も、民生委員をはじめとした参加者に手話を啓発するという考え方だと理解していました。</p>
委員C	12月の意見交換会は条例の第7条に合っていなかったと思います。
委員E	条例の前文では、「教育、労働、医療、福祉等のあらゆる分野で手話による意思疎通と情報提供を保障し、手話を使って安心して生活できる」とあります。この趣旨には沿っていたと思いますし、今回の災害の企画案は、第14条も含めて考えているのかと思います。
会長	皆様の意見はいかがですか。
委員C	皆さんが話し合った上で実施すれば良いと思います。
委員B	手話言語条例に基づいてこのイベントを実施するには根拠が乏しいと思います。

		このイベントは手話言語条例に基づくというよりは、当事者団体と消防署が一緒になって行った方がしっくりきます。第14条に基づいて行う場合は、事業の主旨をもう少し考える必要があると思います。
会長		手話言語条例の趣旨に沿って行う、防災分野におけるろうあ者への理解促進の取組の推進の具体的な取組内容について意見ををお願いします。
事務局		取組の一定の方向性を固めたいので、何を重点的に行うか、どのような方を対象として行うのかを皆さんの御意見を聞きながら進めていく必要があります。
委員G		ろうあ者の日常生活の不便や困りごとと手話とを結びつけ、市民の皆さんに理解してもらえそうな内容にしたいと思います。
委員B		G委員のお考えは、ろうあ者の不便なことを知ってもらいイベントを手話言語条例に基づいて行うということですか。
委員E		条例にある「手話を使って安心して暮らすことのできる社会」に基づき、広く考えるのはいかがでしょうか。
委員A		条例に沿う・沿わないが、委員の皆様の間でバラバラだと思います。それでは、条例に沿わない内容とは何か、C委員に御意見いただけると分かりやすいです。
委員C		条例に定められていないことが行われれば、それは沿わないと思います。
委員A		沿う・沿わないと感じるのは個人により様々です。何が沿わないがはっきり見ると、そこには手を付けずに進めることができます。この条例は、より広く考えていくことができる条例なのかもしれません。
委員C		今回の事業はゼロから作るということなので、条例の趣旨からずれないように進めてほしいという意見です。12月の意見交換会の実施にあたり議論を重ねましたが、最終的な結論が出ないまま市にお任せすることになってしまい、重ねてきた議論が反映されなかったと思います。
委員G		手話言語条例が制定以降、手話は言語であることに対する理解者は増えています。その方たちに対し私たちは、手話だけではなく日常生活のことも含めて理解を広めたいと思います。
委員C		それでは全日本ろうあ連盟が手話言語法と情報コミュニケーションを二つに分け、一緒にしていない理由は何ですか。
委員E		全日本ろうあ連盟は基本的には「手話言語法」と「情報コミュニケーション法」を分けていますが、地域によっては両方を一緒に条例に定めているところもあります。全日本ろうあ連盟は両方が一緒の条例ではいけないと言っているわけではありません。旭川市には旭川市に合ったやり方で構わないと思います。実際に生活上の不便を伝え、「聞こえないから手話が必要なんだ」ということを時間をかけて施策として進めていただければ良いと思います。
委員C		旭川ろうあ協会は行政に対し、手話言語と情報コミュニケーションを別々に要望しないということですか。

委員E	条例制定の段階では別に行おうと思っていましたが、条例に第14条と第16条が加わったことで行いませんでした。
会長	ろうあ者への理解促進の取組に話を戻します。次年度の取組について何か意見はありますか。
委員G	聞こえる人と聞こえない人が集まり、聞こえない人の実体験に基づいた災害対策を聞いて皆で考えるというような内容はいかがでしょうか。
委員A	良いと思います。医療関係者や救急関係者が聞こえない人とコミュニケーションを取る際に、マスクを外せない場合は例えば透明なマスクを使用するなど、聞こえない人への配慮や理解について考えるきっかけになれば良いと思います。
委員G	関係者に手話を覚えてほしいです。
委員C	救急隊員と意見を交換し、簡単な手話を実践してみるのも一つの手法だと思います。
委員E	良いと思います。
委員B	手話出前講座の受講者のように、「手話も知りたいがろう者の生活も知りたい」とセットで考えることは大事だと思います。消防や救急をテーマとしても、手話を勉強することを第一に考え、それにろうあ者への支援の方法が付随するのであれば納得できます。
会長	消防や救急の方に手話を覚えてもらう講習会ということでしょうか。
委員B	ろう者にとって手話は大事な言語であることを理解してもらった上で意見交換を行い、そこから消防の人たちの手話講習会が始まるといったイメージです。
会長	消防に対しての話題と、聞こえない方の特に災害時における生活のしづらさや不便を広く知ってもらうという二つの取組が出てきました。このことについて意見はありますか。
委員C	救急に対する働きかけは、旭川市ではなく当事者団体が行うということですか。
委員E	当事者による説明や講習会開催の要望を行おうと考えています。
事務局	前回会議での、「マスクをしてることでコミュニケーションが取れなかった」という意見を救急担当に伝えたところ、感染症予防等の観点から、消防や医療関係者はマスクは外しにくいということでした。 救急担当としては、例えば咳をしていない場合など、状況に応じてマスクを外すように対応するため、必ず外すとは約束できませんが、代替手段として、コミュニケーションボードや筆談により対応しているとのこと。 手話の学習についても、組織全体としてはまだ対応できませんが、救急隊員の中には独自に学習している者もおりますので、当事者団体からも要望しますと、普及の後押しになるかと思えます。
委員E	わかりました。

議事3「今後の予定について」	会長	救急に関しては当事者団体から要望を行うこととなります。 聞こえない方の特に災害時における生活のしづらさや不便を市民に広く知ってもらう取組についてはいかがでしょうか。
	委員E	民生委員は地域のろう者を把握していますか。
	委員B	民生委員は要援護者という形で障がいのある方々を把握はしていると思います。 民生委員とつながるかどうかはその方次第ですので、全て対象者を把握しているわけではありません。
	委員E	町内会の回覧板で障がい者や災害の時の障がい者への働きかけの情報を啓発するということはできないのかと思っています。
	会長	御意見ありがとうございます。この取組については、災害時の聞こえない方への支援に手話を結びつけて、防災について考えるという大まかな方向性が決まりました。この方向性で、条例の趣旨から外れないよう考えていくということで進めていきたいと思っています。 続きまして議事3につきまして事務局より説明します。
	事務局	[次回会議開催日程等を説明]
	会長	次回の6月の会議が現委員での最終となります。新委員の選考にあたっての案が事前に送付されますので、それを元に検討していただきたいと思っています。
閉会	会長	他に御意見や御質問がないようですので、以上で予定の議事は終了します。なお、本日の議事録の確認につきましては、私と、E委員を指名します。 それでは、本日の令和元年度第3回手話施策推進会議を終了します。
		(閉会)